第 4165 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 1月 24日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

△ 個人所得課税 平成 23 年度改正

Q:今年度の税制改正では、個人の所得課税が増税になるとか。どのような改正になるのですか?

A:次のような改正が行われます。

【解説】

今年度の個人の所得課税の改正の概要は、次のようなものです。

- ①給与所得控除の見直し 給与等の収入金額が1,500 万円を超える場合 の給与所得控除額に245 万円の上限が設けら れます。
- ②役員給与等に係る給与所得控除の見直し 役員給与等の収入金額が2,000万円を超える 場合、給与所得控除額に一定の制限が設けられます。
- ③特定支出控除の見直し

職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、 税理士、弁理士などの資格取得費や職務に関 連のある図書の購入費、職場で着用する衣服 の衣服費が特定支出控除の対象に含められま す。

- ④退職所得課税の見直し 勤続年数が5年以下の役員退職手当等につ いては、2分の1課税が廃止されます。
- ⑤成年扶養控除の見直し

障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65歳以上の高齢者、学生、給与所得が400万円以下の納税者は引き続き控除の対象となるが、給与所得の多い者は控除が減少又は廃止とされます。







